

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日より運転代行業を行う〇に運転手として雇われ、夜間、同僚とペアを組んで代行業務を行っていたが、同年〇月下旬頃、先輩運転手A（以下「A」という。）とペアを組んで就労中、無線の受け答えについて口論となり、Aが請求人の耳元で大きな声で叫んだことがきっかけとなり、脱力感等心身に異常が現れ、仕事のミスを連発するようになった。その後、請求人は仕事中の眠気や寒気、目の焦点が合わない、声も出しにくいなどの症状が現れたため、同年〇月〇日の勤務を最後に欠勤を続けたところ、〇を退職扱いとなった。

請求人は、上記Aとのトラブルを思い出すと具合が悪くなり、その時のショックや緊張が続いていると訴え、同年〇月〇日に〇病院を受診したところ、「反応性うつ病」（または、「急性ストレス反応」）と診断されたことから、精神障害である当該疾病は、同年〇月下旬のAとのトラブルによるストレスが原因であり、業務に起因するものとして監督署長に療養補償給付たる療養の費用請求及び休業補償給付請求を行ったが、監督署長はいずれも不支給処分とした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人は、請求人に発病したとして監督署長が認定した「急性ストレス反応」は、Aに耳元で大きな声で怒鳴られたことにより発病したもので、仕事が原因で強いストレスが生じたことは明らかで、請求人の本件疾病を業務外とした監督署長の判断は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43 急性ストレス反応」を平成〇年〇月下旬頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、請求人は、Aから耳元で大声で叫ばれたという出来事があったことを主張している。当該事実については、調査の結果、明確な事実を確認するには至らないが、関係者の調査結果から推認できる。

よって、請求人の業務による出来事としては、職場における心理的負荷評価表に当てはめると、「同僚とのトラブル」に類推するのが妥当であり、平均的な心理的負荷の強度は「I」である。さらに、当該出来事は、「耳元で大声を出された」という点で、通常起こりうる一般的トラブルに比して心理的負荷も強いと見るのが相当と判断されたことから、心理的負荷の強度を「I」から「II」へ修正した。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、「耳元で大声を出された」出来事以降については、就労を継続するなかで、Aをはじめとする、職場内でのトラブルの続発等はないことから、「特に過重」な心理的負荷は認められない。

したがって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」を超えるものではないと判断した。

(3) 業務以外の要因

発病前おおむね6か月間における業務以外の出来事は認められない。

個体側要因については、既往歴、社会適応状況等、アルコール等依存状況及び性格傾向に関し、いずれも特段の問題は認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は、判断指針に定める「強」には至らないことから、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43 急性ストレス反応」を平成〇年〇月下旬頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人に生じた出来事として事実を認定できたのは、「平成〇年〇月下旬のAとのペアによる勤務中に、Aより耳元で大声で怒鳴られた」という出来事であり、この出来事は、具体的出来事としては「同僚とのトラブルがあった」に当てはめることができ、この場合の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

しかし、当該疾病がICD-10において「例外的に強い身体的および/または精神的ストレスに反応して発現する」疾病とされていることから、「日常的に経験する一般的な問題とならない程度の心理的負荷」との評価以上の心理的負荷であったと推定する。しかし、具体的なトラブルの態様が不明確であり、「人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷」があったとまではいえないことから、心理的負荷の強度は「Ⅲ」と判断はできず、「Ⅱ」と修正する。

判断指針では、上記の出来事後の状況の持続する程度について検討すると、認定した事実からは、「特に過重」な状態、すなわち「同種労働者と比較して業務内容が困難で、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援、協力の欠如等特に困難な状況」は認められない。

したがって請求人の業務による心理的負荷の総合評価を「強」と評価することはできない。

(3) 業務以外の要因

発病前おおむね6か月間における業務以外の出来事は、認められない。

個体側要因については、①既往歴、②生活史（社会適応状況）、③アルコール依存状況、④性格傾向に、請求人の精神障害を発病させるおそれのある程度の考慮すべき事項は認められない。

(4) 結論

以上のことから、請求人に発病した精神障害については、判断要件のいずれをも満たしている疾病とは判断できず、労災保険法の業務上疾病とは認定できないもので、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付不支給処分を取り消すべき理由はない。